

様式第 1 号（要綱第 5 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

大規模小売店舗届出書
（新設届出書）

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- （備考） 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2号（要綱第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

変更届出書
（変更後の変更届出書）

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3号（要綱第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

変更届出書
(変更前の変更届出書)

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4号（要綱第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

軽微増床報告書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

下記大規模小売店舗について軽微増床をしたので、徳島県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第7条第3項の規定により、報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 変更した事項

- (1) 基礎面積
- (2) 軽微増床面積
- (3) 合計面積

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更する理由

5 添付書類

- ・ 平面図
- ・ 求積図及び求積表

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5号（第8条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

軽微変更協議書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗において附属施設の位置の軽微な変更を行いますので、徳島県大規模小売店舗領立地法事務処理要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1 位置の変更を行う店舗に付属する施設

附属施設の名称	位置の変更の内容	図面番号

注 図面に、現在の位置と変更後の位置を明示すること。

2 大規模小売店舗の周辺的生活環境に与える影響がその変更前に比較して変化しないとする理由

変更箇所	理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6号（要綱第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書
（既存大規模小売店舗を設置している者の最初の変更届出書）

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
 - 3 変更する年月日
 - 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名
 - （2）大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - （3）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ①駐車場の位置及び収容台数
 - ②駐輪場の位置及び収容台数
 - ③荷さばき施設の位置及び面積
 - ④廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - （4）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- （備考） 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7号（要綱第10条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
- 5 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第 8 号（要綱第 1 2 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

掲示報告書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

説明会の開催に代えて、下記の掲示をしましたので、徳島県大規模小売店舗立地法事務
処理要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、報告します。

記

1 掲示した日及び掲示予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 掲示の内容

(1) 掲示した届出等の要旨

(2) 添付資料

図面、写真

- (備考) 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第9号（要綱第14条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

地元説明報告書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者氏名
住所

徳島県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第14条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

- （備考） 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

別紙

報 告 事 項	内 容
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 説明会の公告方法	
3 説明会の開催日時	
4 説明会場の名称及び所在地	
5 出席者の概要 (1) 地元市町村の担当者（職名及び氏名） (2) 設置者（職名及び氏名） (3) 小売業者（職名及び氏名） (4) 住民等 ①出席者の総人数 ②団体の場合、その団体名及び人数	
6 議事の概要	
7 質疑等 (事項及びその内容)	
8 7に対する設置者の対応	
9 その他	

注 この表は、説明会開催日ごとに作成すること。

様式第10号（要綱第15条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

徳島県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第15条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

別紙

報 告 事 項	内 容
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 説明会の公告方法	
3 説明会の開催（予定）日時	
4 説明会場の名称及び所在地	
5 出席者の概要 (1) 地元市町村の担当者（職名及び氏名） (2) 設置者（職名及び氏名） (3) 小売業者（職名及び氏名） (4) 住民等 ①出席者の総人数 ②団体の場合、その団体名及び人数	
6 説明会が開催できない事由及びこれに該当する事実	<input type="checkbox"/> 大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項第1号に該当する事実 <input type="checkbox"/> 大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項第2号に該当する事実
7 その他	

注 この表は、説明会開催日ごとに作成すること。

第 号
年 月 日

市町村長 殿

徳島県知事
（産業成長推進課）

大規模小売店舗の新設の届出の公告及び意見の聴取について（通知）

このことについて、大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 条第 項の規定に基づき、次の者の届出について、 年 月 日付けで別添のとおり公告いたしますので、同法第 8 条第 1 項の規定により通知します。

つきましては、当該告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、貴（市町村）の意見を聴きますので、 年 月 日までに別紙 1 により回答してください。なお、回答した内容については、同法第 8 条第 3 項の規定により、公告及び縦覧に供します。

また、届出内容の周知を図るため、別添届出及び添付書類につきましては、県報告示日から 4 月間、貴庁舎内において縦覧に供していただけますよう御配慮願います。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ・ 名称
 - ・ 所在地
- 2 新設者又は設置者の名称
- 3 届出及び添付書類並びに公告の内容
別添写しのとおり

徳島県知事 氏名 殿

市町村長
(担当課)

株式会社〇〇〇〇 (〇〇市、大規模小売店舗〇〇〇〇) の届出に
係る大規模小売店舗立地法に基づく意見の提出について (回答)

年 月 日付け〇第 号をもって照会のありました標記届出については、下
記のとおり意見を述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 意見

事項 (項目) 名	
意見の内容	
理 由	

注 事項 (項目) ごとに作成のこと (別紙 2 参照)

別紙 2

意見を述べることができる事項（項目）

1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

- ①駐車場の必要台数の確保
- ②駐車場の位置及び構造等
- ③駐輪場の確保等
- ④自動二輪の駐車場の確保
- ⑤荷さばき施設の整備等
- ⑥経路の設定等

（2）歩行者の通行の利便の確保等

（3）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

（4）防災・防犯対策への協力

2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（1）騒音の発生に係る事項

- ①騒音問題に対応するための対応策について
- ②騒音の予測・評価について

（2）廃棄物に係る事項等

- ①廃棄物等の保管について
- ②廃棄物等の運搬や処理について
- ③その他設置者としての廃棄物等に関連する対応策について

（3）街並みづくり等への配慮等

- ①外観整備による街並みづくり等との調和
- ②連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力
- ③夜間照明による影響
- ④その他街並みづくり等への配慮に関すること

様式第 1 2 号（要綱第 1 7 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

意見書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 8 条第 2 項の規定により、 年
月 日に公告された大規模小売店舗の届出については、別紙 1 のとおり意見を述べ
ます。

記入上の御注意

- ① あなたが提出した御意見（ただし、別紙 1 の部分のみ）は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により、その概要を公告し、かつ、1 か月間縦覧（注 県庁舎内で、一般の人が自由に見られる状態に置くこと。）に供されます。
- ② ご意見の趣旨を確認する場合がありますので、氏名・電話番号等は必ず御記入下さい。
- ③ あなたは、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、御意見を述べることができますので、別紙 2 に掲げた事項（項目）に従い、お書きください。単に「交通が渋滞する。」、「騒音が発生する。」等ではなく、できるだけ具体的にお書きください。
- ④ 御意見に、公序良俗に反する部分等がある場合には、当該部分を除いて公告・縦覧を行います。
- ⑤ 御意見は、次の住所あてに、郵送又は持参してください。

提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町 1-1（県庁 5 階）

徳島県経済産業部 産業成長推進課 スタートアップ・経営支援担当

電話 088-621-2367

別紙 1

意見書

大規模小売店舗の名称 及び所在地	
別紙 2 の事項（項目）	
生活環境の保持の見地 からの意見	
理 由	

別紙 2

意見を述べることができる事項（項目）

1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

- ①駐車場の必要台数の確保
- ②駐車場の位置及び構造等
- ③駐輪場の確保等
- ④自動二輪の駐車場の確保
- ⑤荷さばき施設の整備等
- ⑥経路の設定等

（2）歩行者の通行の利便の確保等

（3）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

（4）防災・防犯対策への協力

2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（1）騒音の発生に係る事項

- ①騒音問題に対応するための対応策について
- ②騒音の予測・評価について

（2）廃棄物に係る事項等

- ①廃棄物等の保管について
- ②廃棄物等の運搬や処理について
- ③その他設置者としての廃棄物等に関連する対応策について

（3）街並みづくり等への配慮等

- ①外観整備による街並みづくり等との調和
- ②連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力
- ③夜間照明による影響
- ④その他街並みづくり等への配慮に関すること

様式第 13 号（要綱第 13 条関係）

○第 号
年 月 日

設置者 殿

徳島県知事
（産業成長推進課）

大規模小売店舗の届出に対する県の意見について（通知）

年 月 日付けで提出されました届出について、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり意見を述べますので、県の意見を踏まえ、直ちに対応を検討して下さい。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 意見の内容

3 理由

様式第 1 4 号（要綱第 1 8 条関係）

第 号
年 月 日

設置者 殿

徳島県知事
（産業成長推進課）

大規模小売店舗の届出に対する県の意見について（通知）

年 月 日で提出されました届出については、特段の意見がありませんので、大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 8 条第 4 項の規定によりその旨通知します。

なお、この通知により法の手続は終了し、同法（第 5 条第 4 項、第 6 条第 4 項）の規定による 8 月制限は適用されなくなりますので、御承知おき下さい。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

様式第 15 号（要綱第 19 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

届出事項変更届出書
(意見を踏まえた変更届出書)

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第16号（要綱第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

不変更通知書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

年 月 日付け 第 号による県の意見について、年 月 日
の届出内容を変更する必要がないと思われるので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、下記のとおり変更しない旨の通知をします。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 意見を述べられた事項及び変更をしない理由

事 項	理 由

徳島県知事 氏名 殿

市町村長
(担当課)

株式会社〇〇〇〇 (〇〇市、大規模小売店舗〇〇〇〇) の届出に
係る大規模小売店舗立地法に基づく意見の提出について (回答)

年 月 日付け 第 号をもって照会のありました標記届出については、
下記のとおり意見を述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 意見

事項 (項目) 名	
意見の内容	
理 由	

注 事項 (項目) ごとに作成のこと (別紙 2 参照)

別紙 2

意見を述べることができる事項（項目）

1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

- ①駐車場の必要台数の確保
- ②駐車場の位置及び構造等
- ③駐輪場の確保等
- ④自動二輪車の駐車場の確保
- ⑤荷さばき施設の整備等
- ⑥経路の設定等

（2）歩行者の通行の利便の確保等

（3）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

（4）防災・防犯対策への協力

2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

（1）騒音の発生に係る事項

- ①騒音問題に対応するための対応策について
- ②騒音の予測・評価について

（2）廃棄物に係る事項等

- ①廃棄物等の保管について
- ②廃棄物等の運搬や処理について
- ③その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

（3）街並みづくり等への配慮等

- ①外観整備による街並みづくり等との調和
- ②連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力
- ③夜間照明による影響
- ④その他街並みづくり等への配慮に関すること

様式第 18 号（要綱第 20 条関係）

第 号
年 月 日

設置者 殿

徳島県知事
（産業成長推進課）

大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の勧告について（通知）

このことについて、大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり勧告するので、通知します。

あなたは、同法第 9 条第 4 項の規定により、この勧告を踏まえ、必要な変更に係る届出について、直ちに検討して下さい。

正当な理由無く、この勧告に従わなかったとき又は 年 月 日までに変更の届出がないときには、同法第 9 条第 7 項の規定により、その旨を公表することがあります。

別紙

勸告書

(住 所)

(会 社 名)

年 月 日付けの届出・不変更通知は、県が述べた意見を適正に反映しておらず、次の大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避する事が困難であると認めるので、大規模小売店舗法第9条第1項の規定により、次の措置をとるべきことを勧告する。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 とるべき措置の内容

3 理由

年 月 日

徳島県知事

印

様式第 19 号（要綱第 21 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

届出事項変更届出書
(勧告を踏まえた変更届出書)

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第20号（要綱第22条関係）

公 表

（住 所）

（会 社 名）

年 月 日付けの県の勧告にもかかわらず、上記（会 社 名）は正当な理由がなく、当該勧告に従わない。

よって、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により、当該勧告に従わない旨を公表する。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 従わない勧告の内容

4 公表する理由

年 月 日

徳島県知事

印

様式第 2 1 号（要綱第 3 3 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

承継届出書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 1 1 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出等をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割に係る面積

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第 2 2 号（要綱第 3 4 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 備 考	

「地域貢献の自主的な取組」実施状況報告書

年 月 日

徳島県知事 氏名 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

徳島県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第 3 4 条の規定により、別紙のとおり報告します。

大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・ 名称
- ・ 所在地

- （備考） 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

別紙

届出記載事項（地域貢献活動）	実 施 状 況

様式第 23 号（要綱第 35 条関係）

第 号
年 月 日

〇〇 殿

徳島県知事
（産業成長推進課）

報告の徴収について（通知）

このことについて、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により報告を求めます。

なお、知事が求めた報告をしない場合、又は虚偽の報告をした場合には、同法第 19 条の規定により罰則が科せられます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 報告を求める事項